妙高市庁舎内物品販売に関する許可基準

１ 趣旨

妙高市役所庁舎等管理規則第７条に規定する妙高市本庁舎（以下「庁舎」という。）内での物品の販売に関する許可基準を定めるものとする。

２ 許可基準

（１）販売者

　　販売者は、妙高市内に本店又は支店等を有する事業者とする。

（２）販売が可能な物品等

販売が可能な物品は、危険物等を除く、公序良俗に反しない物品で、「地産地消に資するもの」、「福祉施策に資するもの」、「市が主催又は共催する事業に関するもの」、「職員の休憩時間における飲食に関するもの」のいずれかに該当し、庁舎管理者（以下「総務課長」という。）が適切と判断したものでなければならない。

（３）販売場所

販売を許可する場所は、庁舎１階コラボサロンとし、その他の庁舎内での販売は認めない。 なお、市が行う事業等でコラボサロンを使用する場合は、販売は許可しないものとする。（許可を取り消す場合も含む。）

（４）販売者数

販売を許可する事業者数は、１日当たり２事業者までとする。

（５）販売の時間

販売の時間は、正午から午後１時まで。ただし、１０分前からの事前準備は認めるものとする。なお、終了後は、すみやかに撤収するものとする。

（６）販売の回数

販売回数の上限は、１販売事業者につき週１回までとする。

３ 申請方法等

（１）庁舎内での物品販売を希望する者は、庁舎等使用許可申請書（別記様式第１号）を総務課長へ提出し、庁舎等使用許可証（別記様式第２号）の交付を受けなければならない。

（２）前号の申請は、毎月１日から１０日までの間（開庁日に限る。）に翌月月初から月末までの１か月の当該物品等の販売日の申請を行うものとし、先着順に受け付けるものとする。ただし、調整が必要な場合は、市内本店業者を優先し、その都度調整を行うものとする。

４ 庁舎使用料

庁舎使用料については、来庁者等への地場産品の紹介と職員の福利厚生等の観点から当分の間、妙高市行政財産目的外使用料徴収条例第３条により無料とする。

５ その他

（１）食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所等へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行うこと。（販売する物品等に関するトラブルについて、市では一切の責任を負わない。）

（２）販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については、各事業者で対応すること。

（３）物品販売の許可日に販売を実施しなかった場合は以降販売の許可は行わない。

（４）市では、売れ残り物品等の買い取り及び販売を促進する対応は行わない。

　　　附則

　この基準は、令和５年１１月１日から施行する。